第 32 回 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部　次第

日　時　令和３年４月 24 日（土）13 時 30 分から

場　所　西庁舎６階災害対策本部室

議題

１．　まん延防止等重点措置に係るこれまでの取組と今後の本県の対応

２．その他

神奈川県

感染モニタリング指標と現在の状況について＜４月２２日までのデータを反映＞

令和3年4月23日

健康医療局医療危機対策本部室

新規感染者の推移（実数･日別）・感染者カレンダー

神奈川県

2021年4月22日　現在

	日	月	火	水	木	金	土	
2月	21 100人	22 96人	23 97人	24 93人	25 119人	26 116人	27 162人	週合計 783人
	28 131人	3/1 52人	2 84人	3 138人	4 138人	5 131人	6 113人	週合計 787人
3月	7 119人	8 59人	9 100人	10 124人	11 124人	12 107人	13 95人	週合計 728人
	14 109人	15 55人	16 91人	17 93人	18 159人	19 111人	20 107人	週合計 725人
	21 77人	22 56人	23 72人	24 128人	25 121人	26 117人	27 102人	週合計 673人
	28 64人	29 93人	30 96人	31 136人	4/1 133人	2 133人	3 129人	週合計 784人
4月	4 142人	5 68人	6 100人	7 118人	8 175人	9 168人	10 180人	週合計 951人
	11 132人	12 94人	13 114人	14 205人	15 242人	16 209人	17 247人	週合計 1243人
	18 220人	19 142人	20 157人	21 252人	22 318人	23	24	

新規感染者の推移(人口10万人当たり・週合計)(モニタリング指標④)

神奈川県

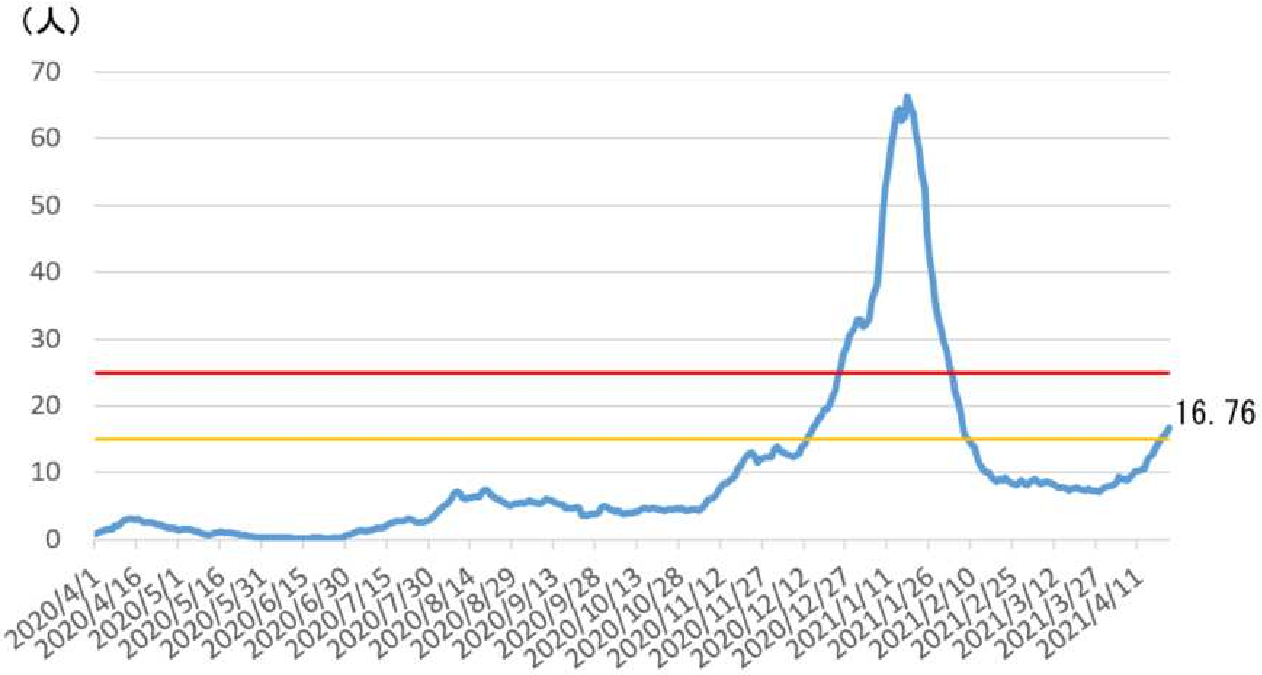

2021年4月22日 現在

※各日における週合計の感染者数を人口10万人当たりに換算
※県のモニタリング指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。

新規感染者の推移（増加率）（モニタリング指標⑤）

神奈川県

■直近２週間における増加率

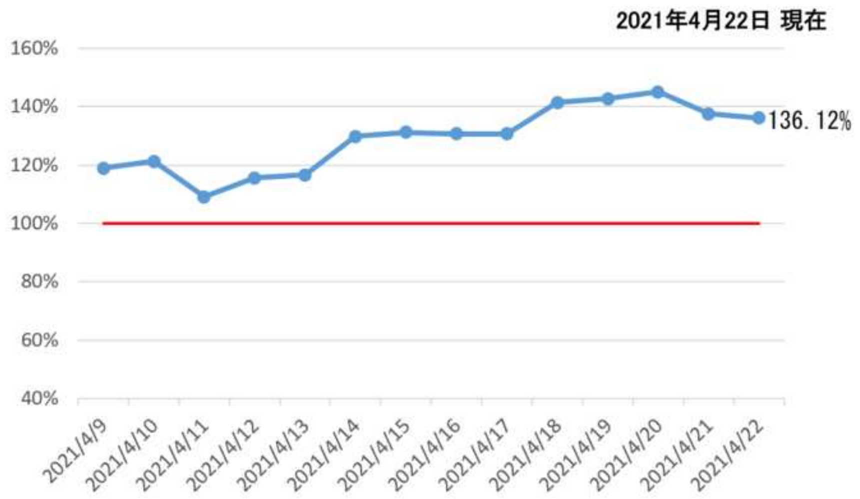

※その日までの直近の７日間の新規感染者数
／その日の８日前の日までの７日間の新規感染者数
（例）8月8日～14日／8月1日～7日

■2020年４月以降の各週増加率

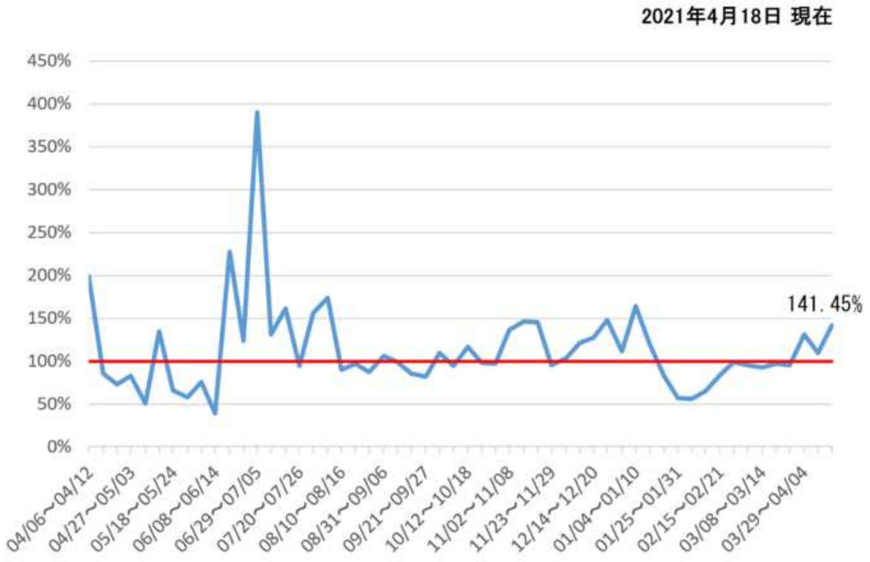

※各週の新規感染者数の合計／前週の新規感染者数の合計

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、「直近一週間が先週一週間よりも多い」ことを設定している。

検査人数と陽性率の推移（モニタリング指標③）

神奈川県

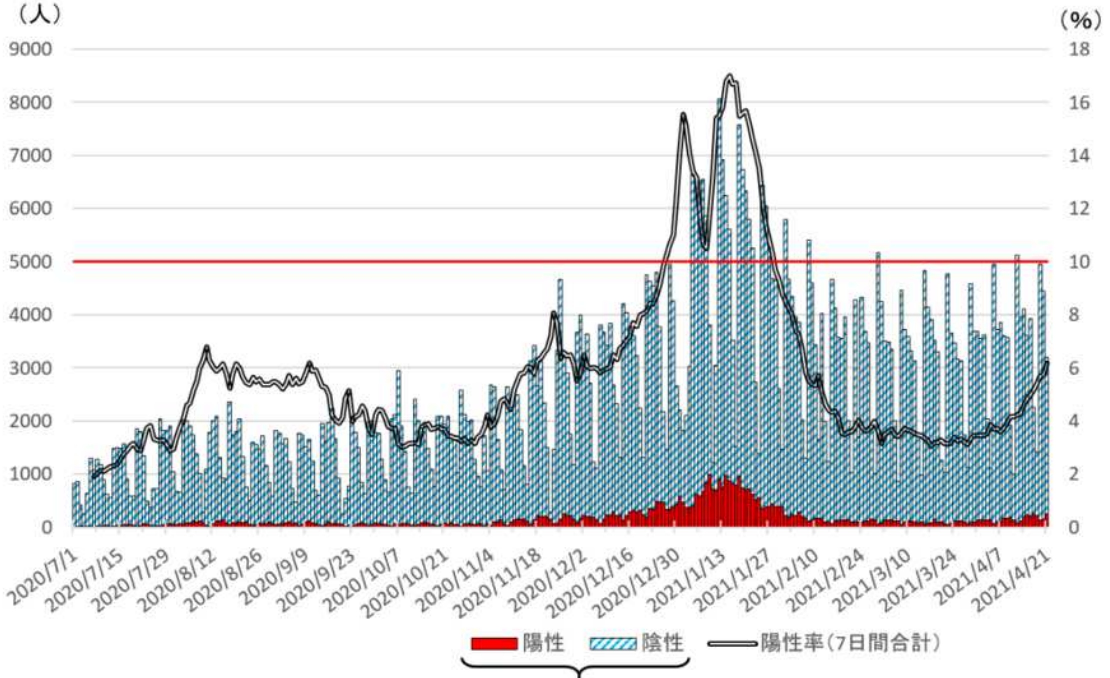

2021年4月21日 現在　　直近の値：　3195人　　6.18%

※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、10%以上であることを設定している。
※検査人数には、地方衛生研究所、民間検査機関、医療機関の実施数の合計。陽性患者数＋陰性者数＝検査人数。
　陽性率は、過去１週間の平均。医療機関等からの報告が後日になることにより、さかのぼって件数が修正される場合があります。

病床利用率（モニタリング指標①）

神奈川県

■病床利用率

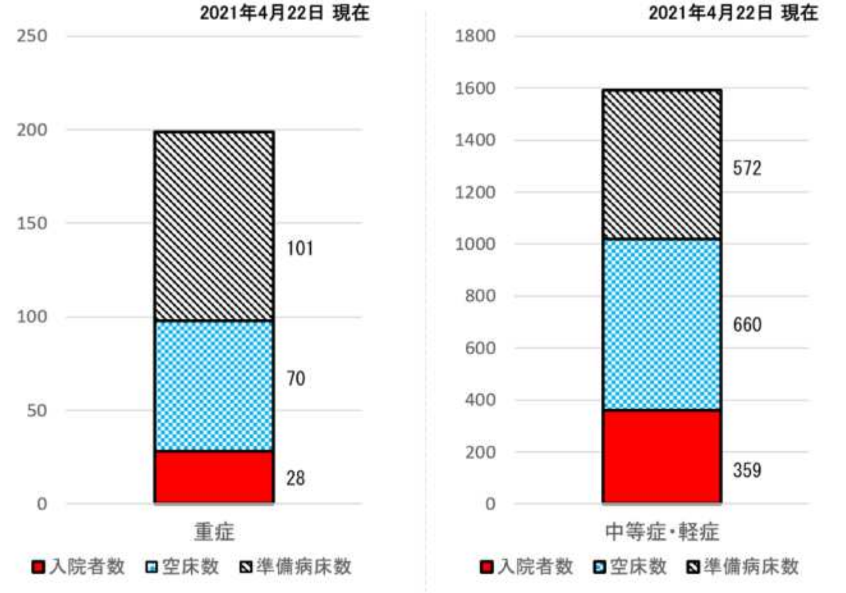

【参考】即応病床数総計：1,117床

※入院者数＋空床数＝即応病床数
　準備病床は、最終的な確保病床数（1790床＝重症199床＋中等症（軽症を含む）1591床）から即応病床数を引いた数

■病床利用率の推移

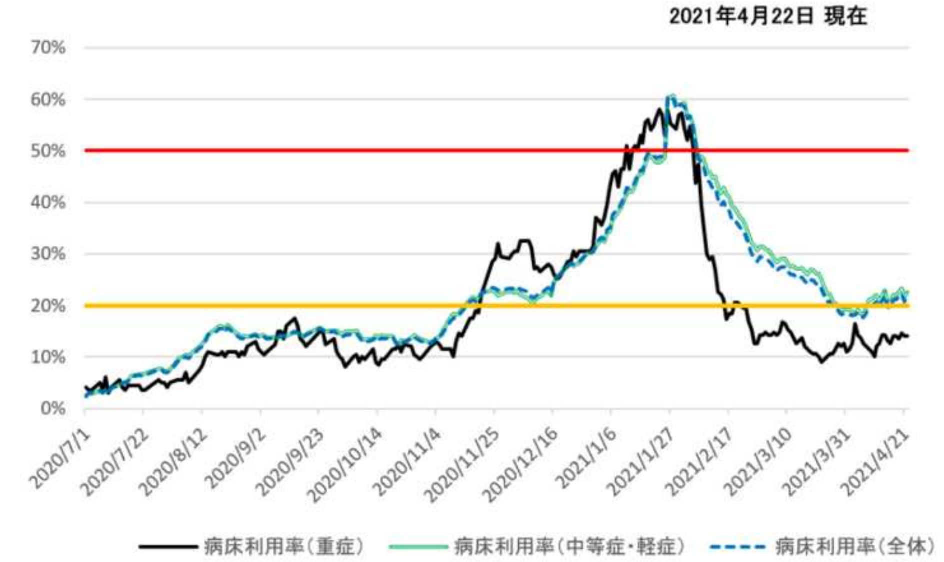

直近の値：　14.07%　22.56%　21.62%

※県のモニタリング指標では、病床全体（宿泊療養施設は含まない）及び重症用病床の各確保病床に対する占有率が、ステージ3移行の基準値として20%以上、ステージ4移行の基準値として50%以上と設定。
※病床利用率は、最終的な確保病床に対する現在の入院者数で計算。休日における病床利用率は、直前の平日の数値を用いて計算。（ただし、2020年12月29日～については、休日分数値を取得・使用して描画。）

療養者数の推移（モニタリング指標②）

神奈川県

■人口10万人当たりの療養者数の推移

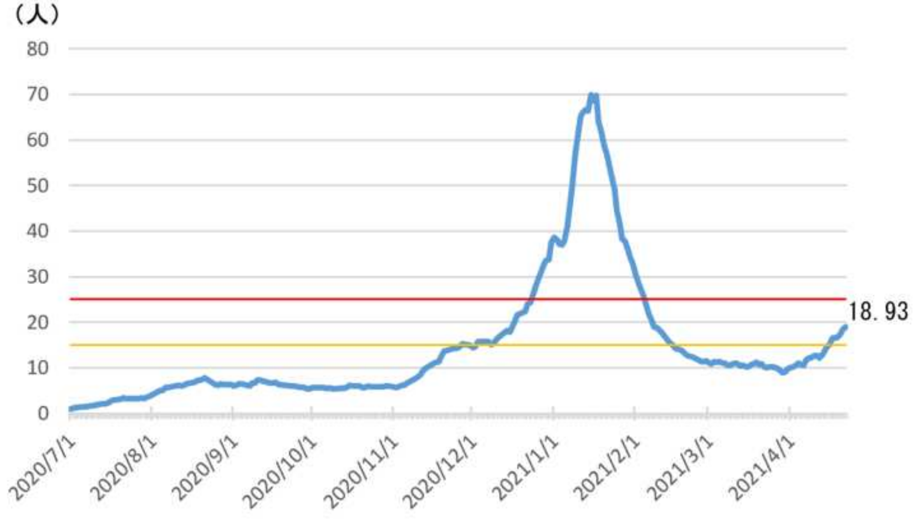

2021年4月22日　現在

※県のモニタリング指標におけるステージⅣ移行の基準値として、25人（／週）以上であることを設定している。
※各日における入院者（疑似症は含まない。）＋自宅・宿泊療養者の合計数を人口10万人当たりに換算

■全療養者数の推移

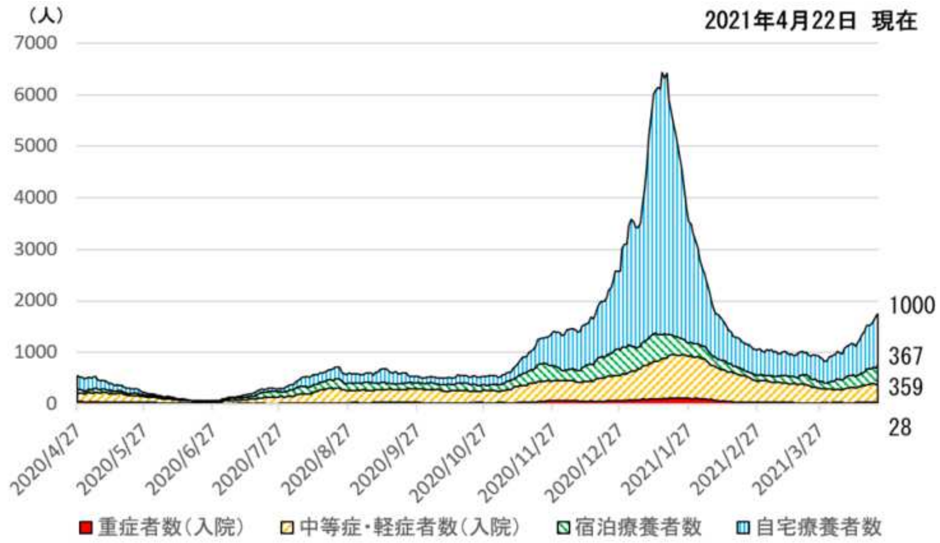

※入院患者数には疑似症患者数は含まない。

年代別感染者の推移（週別）

神奈川県

■実数ベース

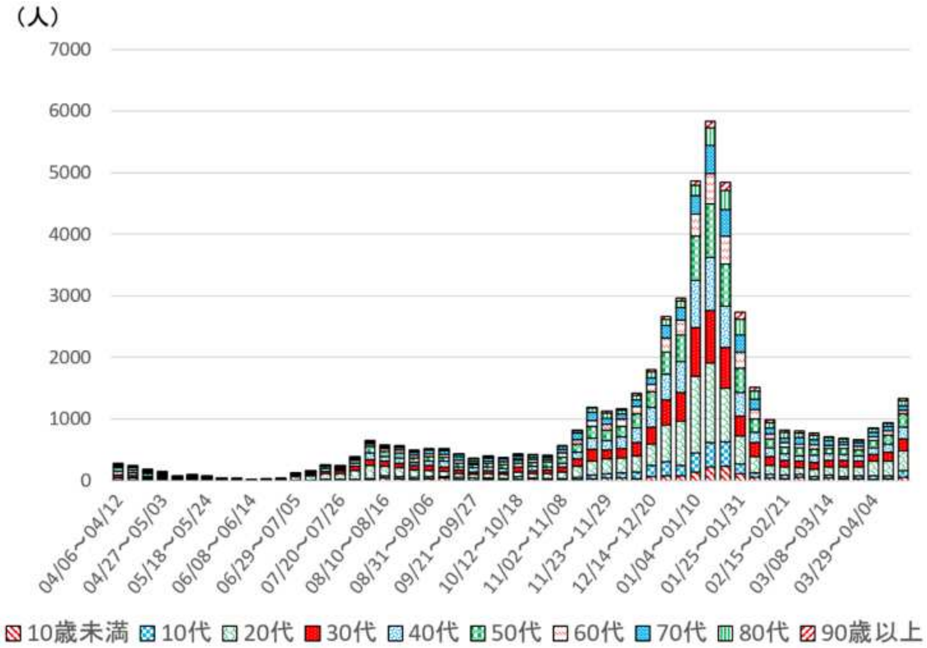

2021年4月18日 現在

■割合ベース

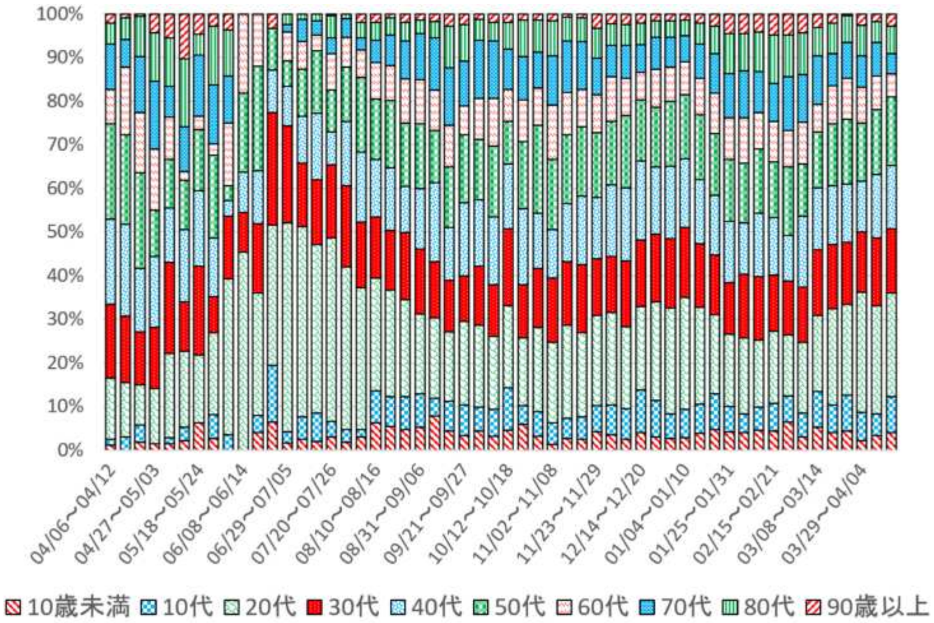

2021年4月18日 現在

年代別死亡者推移（月別）

神奈川県

■実数ベース

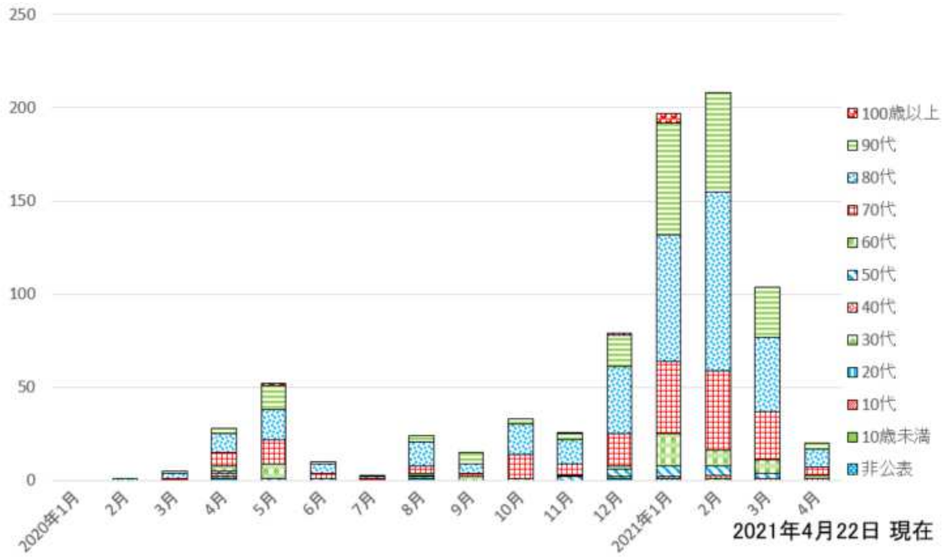

2021年4月22日 現在

■割合ベース

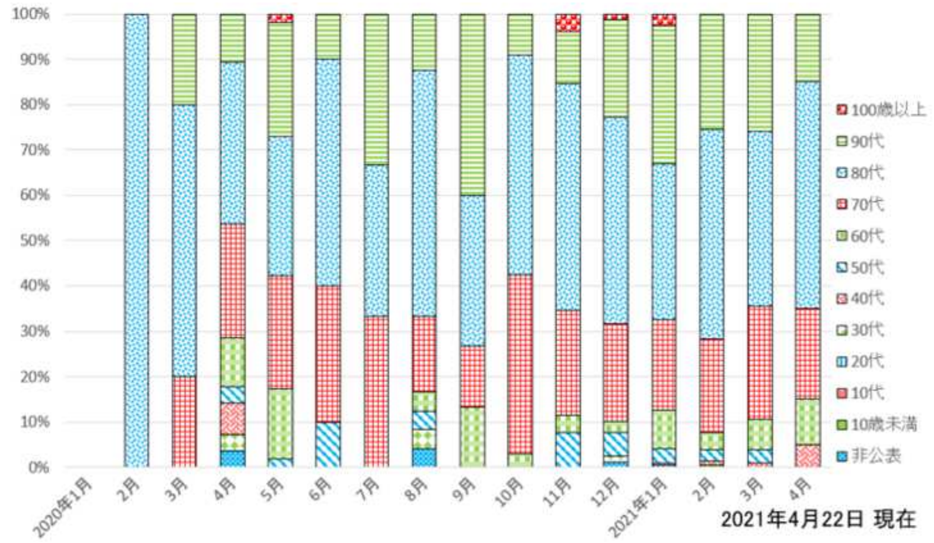

2021年4月22日 現在

感染経路不明率（モニタリング指標⑥）

神奈川県

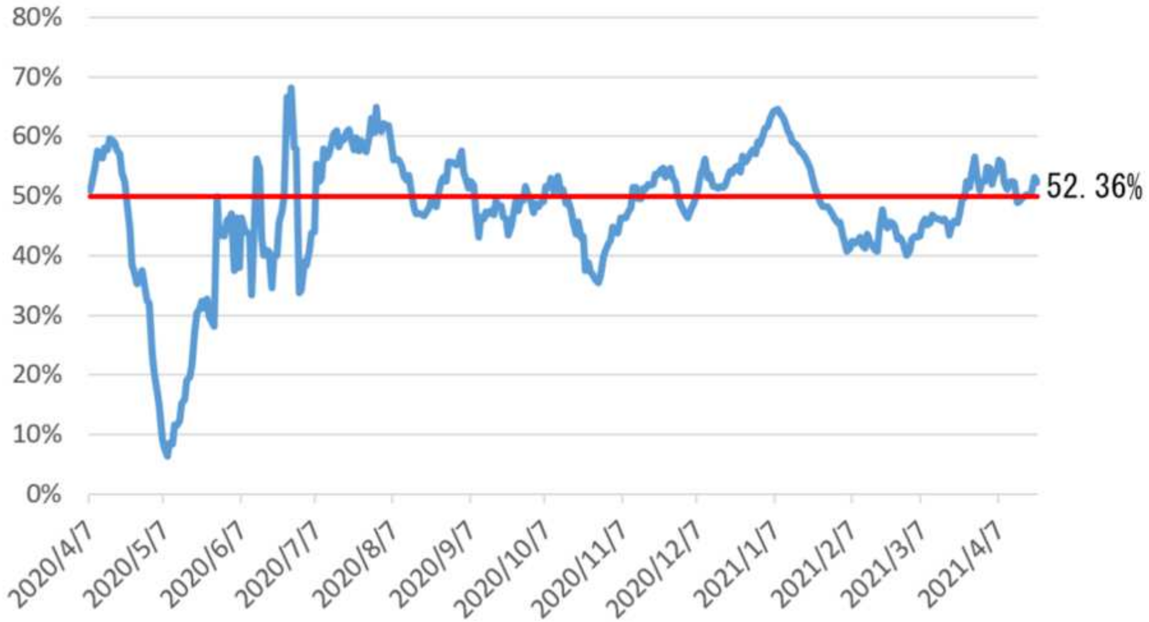

2021年4月22日 現在

※各日における週平均の推移。クラスターによる新規発生者を含む。
※県のモニタリング指標におけるステージⅢ移行の基準値として、50%以上であることを設定している。

クラスター未終結施設の状況（モニタリング指標⑦）

神奈川県

■クラスター未終結施設数の推移

2021年4月22日 現在

施設分類	施設数	累計感染者数
医療機関	8	212
福祉・介護	12	377
学校・大学	5	106
幼保・児童	0	0
その他	6	78
	31	773

※クラスター：同一施設内において、接触歴等が明らかな５人程度の発生が確認された状況
（未終結の施設数及び陽性患者数を計上）
※未終結：最後の患者が発生してから28日を経過していない場合
（終結：最後の患者が発生してから28日以内に新たな患者が発生していない場合）

20･30代、70代以上の新規感染者の割合（各週）

神奈川県

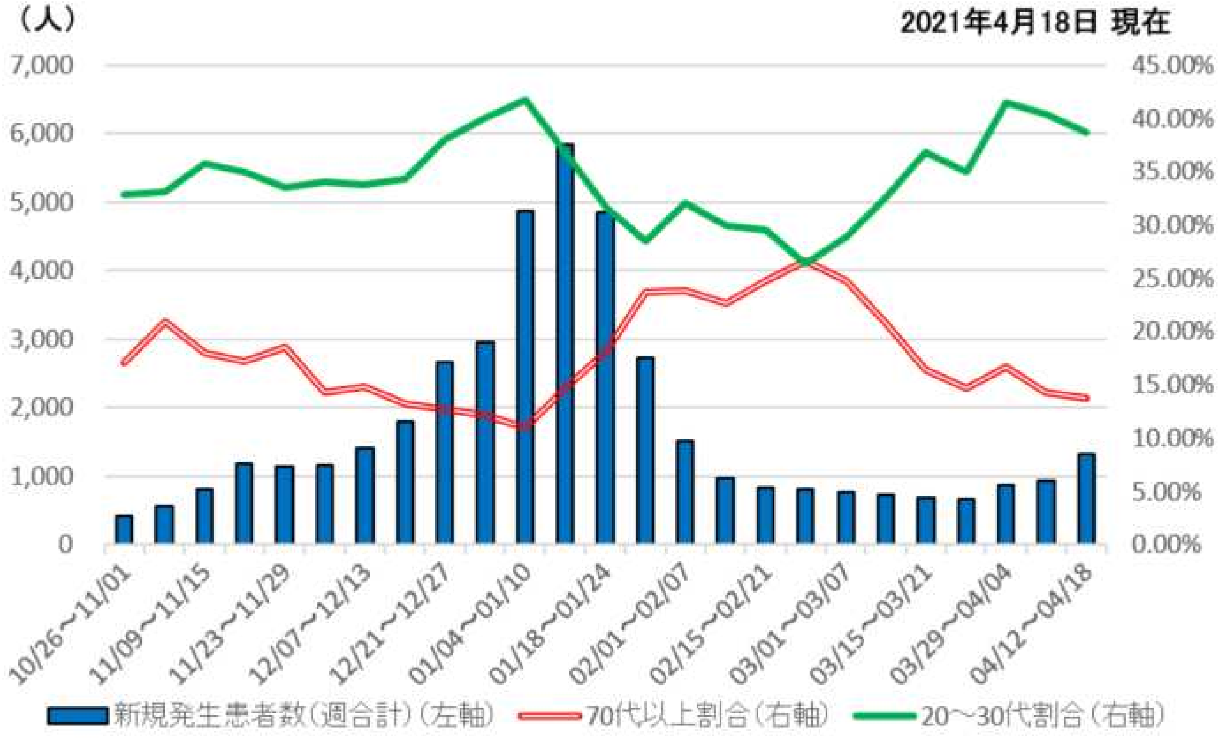

モニタリング指標と本県の状況について

神奈川県

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況			クラスター発生状況
	①病床のひっ迫具合							
	病床全体	うち重症者用病床	②療養者数	③陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況
本県の状況 (時点)	**21.62%** **387床** 4/22	**14.07%** **28床** 4/22	**人口10万人当たり** **18.93人** **全療養者数** **1745人** 4/22	**6.18%** 4/21	**人口10万人当たり** **16.76人** **新規報告数** **1545人** 4/22	**多い** (4/16 ～ 4/22 1545人) (4/9 ～ 4/15 1135人)	**52.36%** 4/22	(医療機関) 8施設、計212人 (福祉介護) 12施設、計377人 (学校大学) 5施設、計106人 (幼保児童) 0施設、計0人 (その他) 6施設、計78人 4/22
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 ２０％	・最大確保病床の占有率 ２０％	人口10万人当たり全療養者数（※）１５人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり１５人／週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	－
本県における基準	358床 1,790床（※）×0.2 ※疑似症含まない確保病床数	39床 199床×0.2	１３８３人 （週平均197.5人/日） 92.19×15人	10%	１３８３人 （週平均197.5人/日） 92.19×15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	－
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 ５０％	・最大確保病床の占有率 ５０％	人口10万人当たり全療養者数（※）25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり２５人／週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	－
本県における基準	895床 1,790床（※）×0.5 ※疑似症含まない確保病床数	99床 199床×0.5	２３０４人 （週平均329.1人／日） 92.19×25人	10%	２３０４人 （週平均329.1人／日） 92.19×25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	－

参考：病床利用率（即応病床中）
病床全体：34.65%
うち重症：28.57%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

３政令市のモニタリング状況

神奈川県

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況	
	①病床のひっ迫具合（%）		②療養者数（/10万人）（人） ※療養者数＝当日朝の時点の自宅,宿泊療養者数＋前日の入院者数	③PCR陽性率(%) ※各政令市分は各市発表ベース	④新規報告数（人）	⑤感染経路不明率（%）
	病床全体	うち重症者用病床				
県全体	20.7	14.1	17.7	5.99% 4月21日	人口10万人当たり 15.93 人 新規報告数 1,469 人	51% 4月12日
横浜市	21.3	12.8	17.74	5.40% 4月11日	人口10万人当たり 14.71 人 新規報告数 553 人	データなし
川崎市	36.5	30.0	27.73	10.68% 4月18日	人口10万人当たり 27.53 人 新規報告数 424 人	47% 4月18日
相模原市	13.8	20.8	14.66	7.11% 4月12日	人口10万人当たり 12.31 人 新規報告数 89 人	46% 4月12日
その他	17.2	5.1	15.61		人口10万人当たり 12.61 人 新規報告数 403 人	
(時点)	4/21	4/21	4/21	―	4/20	4月12日
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率　２０%	・最大確保病床の占有率　２０%	人口10万人当たり全療養者数（※）１５人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり１５人／週	50%
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率　５０%	・最大確保病床の占有率　５０%	人口10万人当たり全療養者数（※）25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり２５人／週	50%

人口10万人当たり新規感染者数（保健所所管区域別）

神奈川県

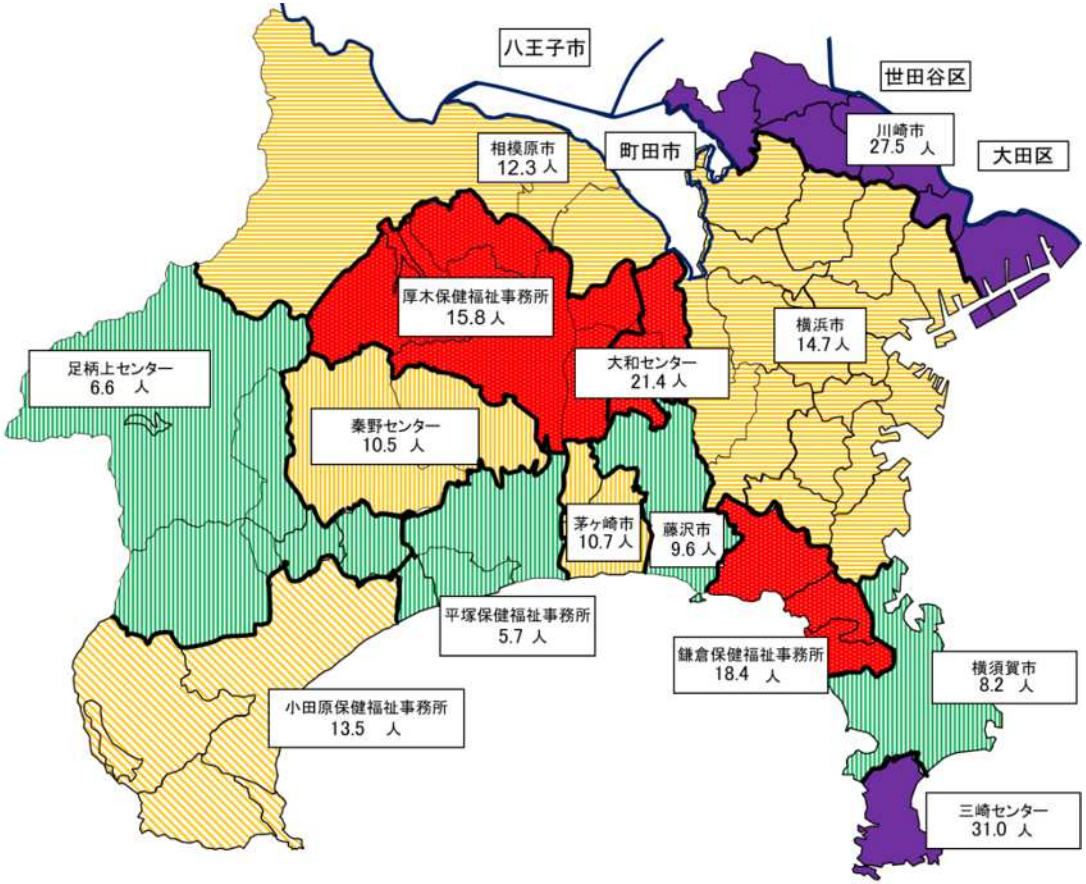

2021.4.15-21

人口10万人あたりの新規感染者数(人)		
25人以上	紫	
15人~25人	赤	
10人~15人	黄	
10人以下	緑	

病床利用率（二次医療圏別）【確保病床数1790床】

神奈川県

病床利用率(%)		
50%以上	紫	
30%~50%	赤	
20%~30%	黄	
20%以下	緑	

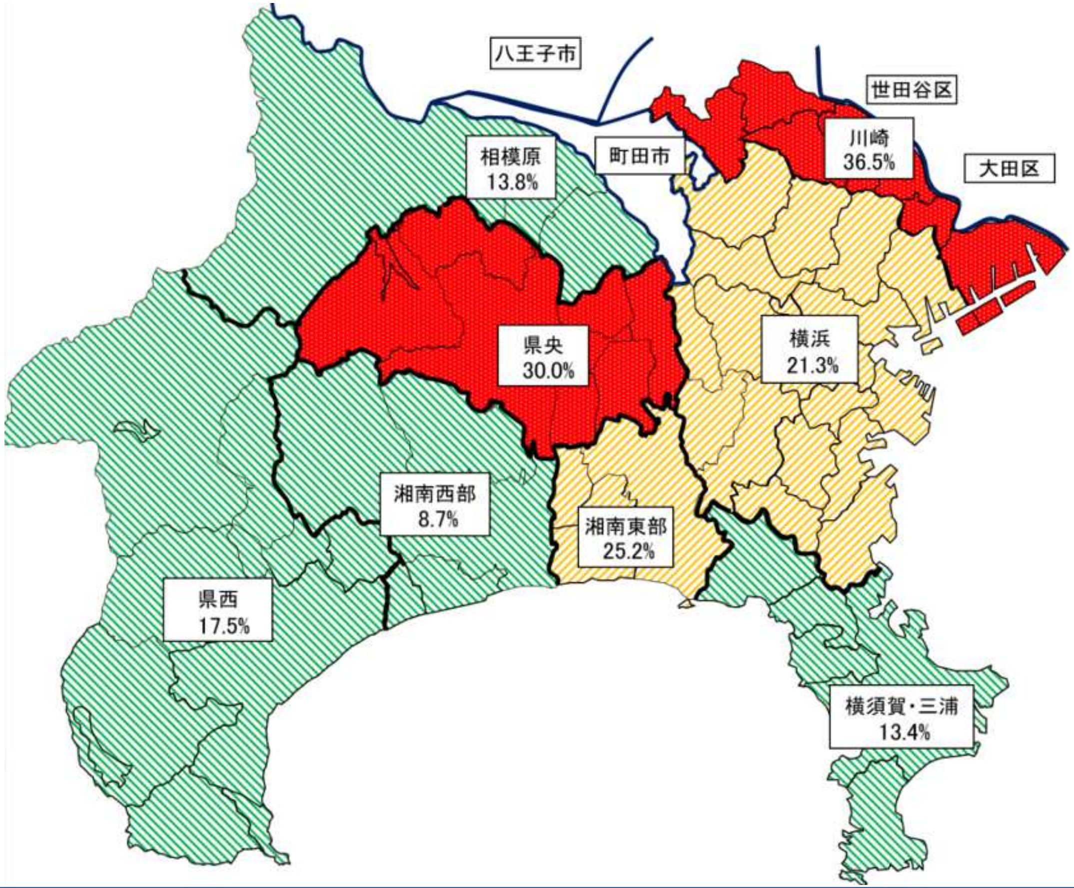

※川崎の本来の二次医療圏は、南部と北部で分かれるが、本マップ上では川崎市全域を対象とした。

※県立臨時の医療施設は、県全域から患者の受入を行うため、所在地である横須賀・三浦における確保病床数及び入院者数から除外した。

県域市町村の新規感染者の発生状況

神奈川県

市町村	保健所	人口(10万人)	3/26-4/1		4/2-4/8			4/9-4/15			4/16-4/22			市町村
			新規報告数	人口10万人当たり	新規報告数	人口10万人当たり	先週からの増減	新規報告数	人口10万人当たり	先週からの増減	新規報告数	人口10万人当たり	先週からの増減	
平塚市	平塚	2.58	3	1.16	8	3.11	→	9	3.49	→	11	4.27	→	平塚市
二宮町	平塚	0.28	0	0	0	0	→	2	7.25	↗	4	14.51	↗	二宮町
大磯町	平塚	0.31	0	0	0	0	→	1	3.21	↗	8	25.68	↗	大磯町
秦野市	秦野	1.64	2	1.22	15	9.12	↗	16	9.73	→	11	6.69	↘	秦野市
伊勢原市	秦野	1.02	0	0	5	4.90	↗	5	4.90	→	23	22.52	↗	伊勢原市
鎌倉市	鎌倉	1.73	6	3.47	17	9.84	↗	29	16.79	↗	25	14.48	→	鎌倉市
逗子市	鎌倉	0.57	0	0	3	5.27	↗	2	3.51	→	7	12.29	↗	逗子市
葉山町	鎌倉	0.32	1	3.17	0	0	↘	1	3.17	↗	4	12.69	↗	葉山町
三浦市	三崎	0.42	0	0	1	2.39	↗	5	11.94	↗	6	14.32	→	三浦市
小田原市	小田原	1.89	4	2.11	21	11.10	↗	48	25.38	↗	19	10.04	↘	小田原市
箱根町	小田原	0.11	0	0	0	0	→	0	0	→	0	0	→	箱根町
湯河原町	小田原	0.24	0	0	2	8.50	↗	0	0	↘	0	0	→	湯河原町
真鶴町	小田原	0.07	0	0	0	0	→	0	0	→	0	0	→	真鶴町
南足柄市	足柄上	0.41	0	0	3	7.26	↗	6	14.52	↗	1	2.42	↘	南足柄市
山北町	足柄上	0.10	0	0	0	0	→	0	0	→	0	0	→	山北町
中井町	足柄上	0.09	0	0	0	0	→	0	0	→	0	0	→	中井町
大井町	足柄上	0.17	0	0	1	5.86	↗	1	5.86	→	1	5.86	→	大井町
松田町	足柄上	0.11	0	0	1	9.36	↗	1	9.36	→	5	46.79	↗	松田町
開成町	足柄上	0.18	0	0	1	5.50	↗	4	22.00	↗	4	22.00	→	開成町
厚木市	厚木	2.24	3	1.34	24	10.71	↗	35	15.62	↗	46	20.52	↗	厚木市
海老名市	厚木	1.35	2	1.48	11	8.12	↗	8	5.91	→	26	19.20	↗	海老名市
座間市	厚木	1.31	0	0	7	5.35	↗	3	2.29	↘	13	9.94	↗	座間市
愛川町	厚木	0.39	0	0	1	2.55	→	2	5.09	→	4	10.18	↗	愛川町
清川村	厚木	0.03	0	0	0	0	→	0	0	→	0	0	→	清川村
大和市	大和	2.39	5	2.09	14	5.86	↗	21	8.78	→	42	17.57	↗	大和市
綾瀬市	大和	0.84	1	1.19	5	5.93	↗	27	32.02	↗	14	16.60	↘	綾瀬市

※県域の保健所が発表した県域市町村分のみ。 ステージ３ （橙） ：週15人以上、ステージ４ （赤） ：週25人以上。先週からの増減は、3人以上の増減がある場合に「↗」「↘」の表記とした。

神奈川県

ステージ判断のための指標について

令和３年４月24日

健康医療局　医療危機対策本部室

本県の指標(現行)

神奈川県

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況			クラスター発生状況
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明率	⑦クラスター発生状況
	病床全体	うち重症者用病床						
本県の状況 (時点)	**21.62%** **387床** 4/22	**14.07%** **28床** 4/22	**人口10万人当たり** **18.93人** **全療養者数** **1745人** 4/22	**6.18%** 4/21	**人口10万人当たり** **16.76人** **新規報告数** **1545人** 4/22	**多い** (4/16 ～ 4/22 1545人) (4/9 ～ 4/15 1135人)	**52.36%** 4/22	(医療機関) 8施設、計212人 (福祉介護) 12施設、計377人 (学校大学) 5施設、計106人 (幼保児童) 0施設、計0人 (その他) 6施設、計78人 4/22
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 ２０％	・最大確保病床の占有率 ２０％	人口10万人当たり全療養者数（※）１５人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり１５人／週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	358床 1,790床（※）×0.2 ※疑似症含まない確保病床数	39床 199床×0.2	１３８３人 (週平均197.5人/日) 92.19×15人	10%	１３８３人 (週平均197.5人/日) 92.19×15人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 ５０％	・最大確保病床の占有率 ５０％	人口10万人当たり全療養者数（※）25人以上 ※入院者、自宅・宿泊療養者の合計	10%	人口10万人当たり２５人／週	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—
本県における基準	895床 1,790床（※）×0.5 ※疑似症含まない確保病床数	99床 199床×0.5	２３０４人 (週平均329.1人／日) 92.19×25人	10%	２３０４人 (週平均329.1人／日) 92.19×25人	直近一週間が先週一週間よりも多い	50%	—

参考：病床利用率(即応病床中)
病床全体：34.65%
うち重症：28.57%

※ 速報値のため、修正される可能性あり

新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された新指標

神奈川県

ステージ判断のための指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況		
	①医療の逼迫具合[注1]			②療養者数[注2]	③PCR陽性率[注3]	④新規陽性者数[注4]	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床				
ステージⅢの指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上
ステージⅣの指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上

注1 医療の逼迫具合に関しては、一般医療と両立可能な最大限の病床を確保し、医療提供体制を強化することが前提である。確保病床とは、病床・宿泊療養施設確保計画において一般医療と両立可能な範囲で最大限確保した病床であり、当該計画における最終フェーズまでに、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ要請があれば、患者受入れを行うことについて医療機関と調整済の病床をいう。入院率とは療養者数に対する入院者数の割合をいう。入院率については、感染拡大に伴い療養者数が増加すると、入院できない自宅療養者数等が増加することとなり、入院者に対する療養者数が増加することから、医療の逼迫状況を把握するための指標として用いるものである。このため、入院率の指標については療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する。また、新規陽性者が、発生届が届け出られた翌日までに療養場所の種別が決定され、かつ入院が必要な者が同日までに入院している場合には入院率を適用しない。これらの指標以外にも、大都市圏については、医療提供体制の負荷を見るための指標として救急搬送困難事例、監視体制を見るための指標として発症から診断までの日数についても参考指標として確認する。

注2 療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。ただし、地域によっては、変異株の影響により療養期間が2週間以上と長くなることも見られることから、療養者数の指標については弾力的に判断する必要がある。なお、今後、療養者数等の指標の目安を変更する場合には、感染性と関係すると思われるPCR検査のct値も参考に検討する必要がある。

注3 PCR陽性率については、増加速度についても注意を払うこと。

注4 新規陽性者数については、日々の入手可能性を踏まえつつ、発症日での検討結果も考慮するとともに、若年層や高齢者など年齢階層別新規陽性者数の動向も注視することが重要である。特に20-30歳代の新規陽性者数は先行指標として重要である。

5

「ステージ判断のための指標」への変更

神奈川県

モニタリング指標は様々に存在する➡ステージ判断に必要な指標に変更

①神奈川県では入院優先度判定スコアを用いて入院適応を決定していることから、「入院率」の指標では病床逼迫状況を計ることができない

➡採用しない

②療養者数、PCR陽性率について、指標数値変更は国の指標に合わせる合理性がある

➡採用することが妥当

③増加率について、時々の変動が大きく必ずしもステージ判断に合致しない

➡除外することが妥当

④神奈川県独自項目の「クラスター発生状況」はステージ判断の指標にならない

➡除外

ステージ判断のための新しい指標(案)

神奈川県

	医療提供体制等の負荷			感染の状況		
	① 医療のひっ迫具合		② 療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤ 感染経路不明割合
	病床全体	重症者用病床				
ステージⅢの指標	最大確保病床の使用率 20%以上	最大確保病床の使用率 20%以上	20人／10万人 以上	5%以上	15人/10万人 /週以上	50%以上
ステージⅣの指標	最大確保病床の使用率 50%以上	最大確保病床の使用率 50%以上	30人／10万人 以上	10%以上	25人/10万人 /週以上	50%以上

神奈川県

病床確保フェーズの変更について

第３波と第４波の新規陽性患者の比較（大阪･東京）

神奈川県

※1/4～1/11の１週間と3/27～4/3の1週間は、
同角度で新規陽性患者が増加している。

※12/18～12/25の１週間と4/10～4/17の1週間は、
同角度で新規陽性患者が増加している。

第３波と第４波の新規陽性患者の比較（神奈川）

神奈川県

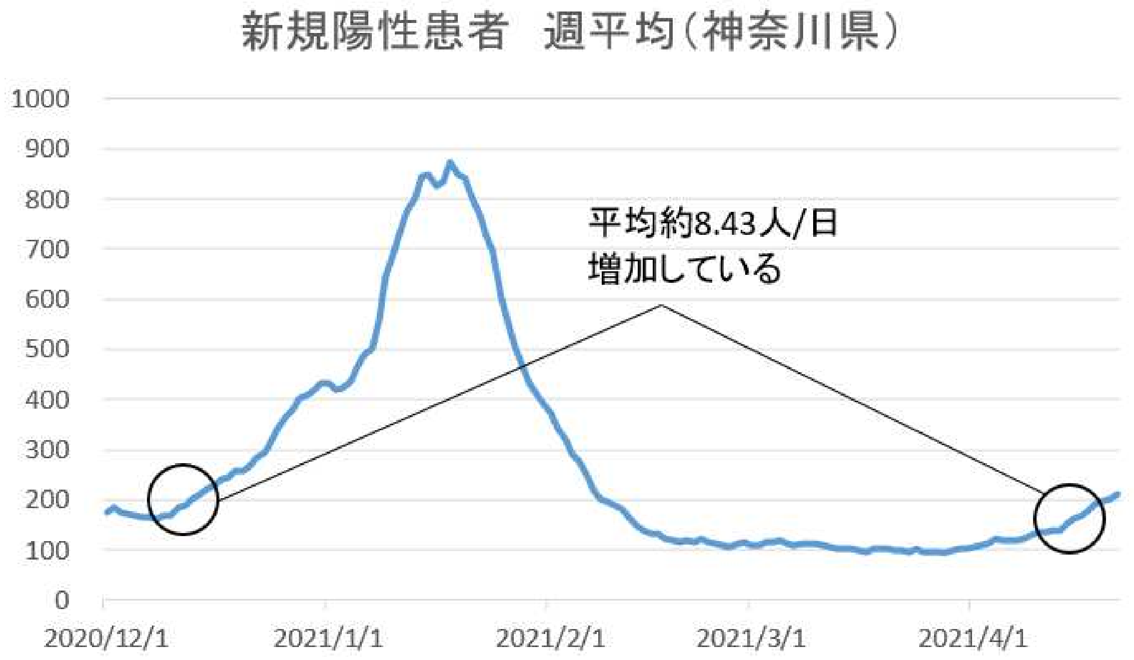

※12/9～12/16の１週間と4/12～4/19の1週間は、
同角度で新規陽性患者が増加している。

第4波シミュレーション（新規陽性患者数）

神奈川県

■**第３波の増加率が高い時のペース**で新規陽性患者数が増加し続けた場合のシミュレーション

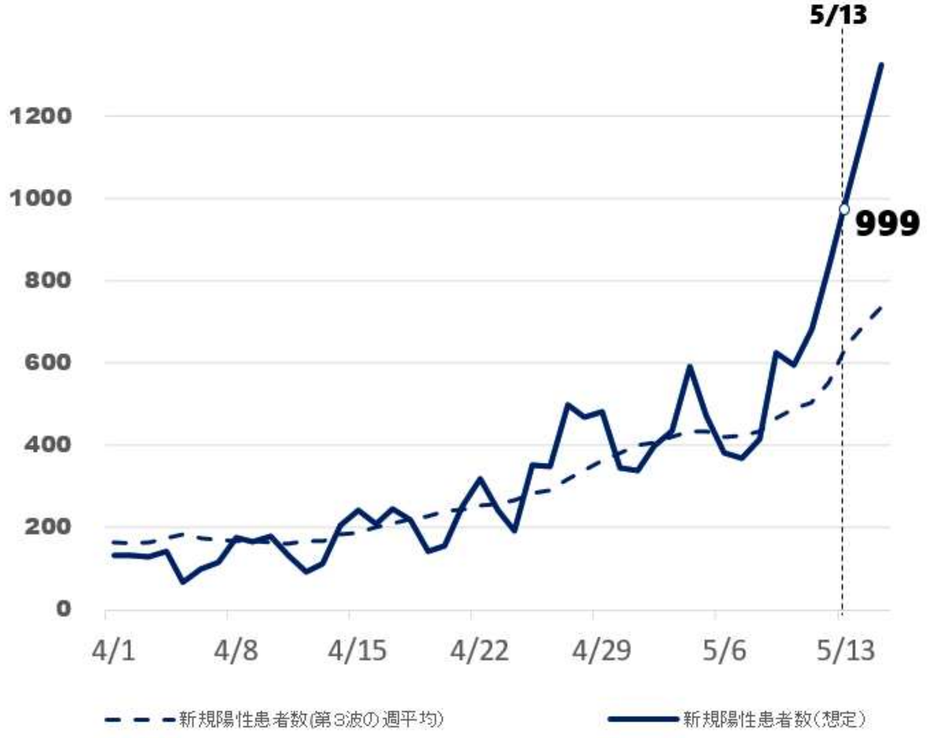

第3波での最大新規患者数

※　5月13日に第3波の最大新規陽性患者数相当に達する。

第4波シミュレーション（入院患者数と確保病床数）

神奈川県

■第３波の増加率が高い時のペースで入院患者数（全体）が増加し続けた場合のシミュレーション

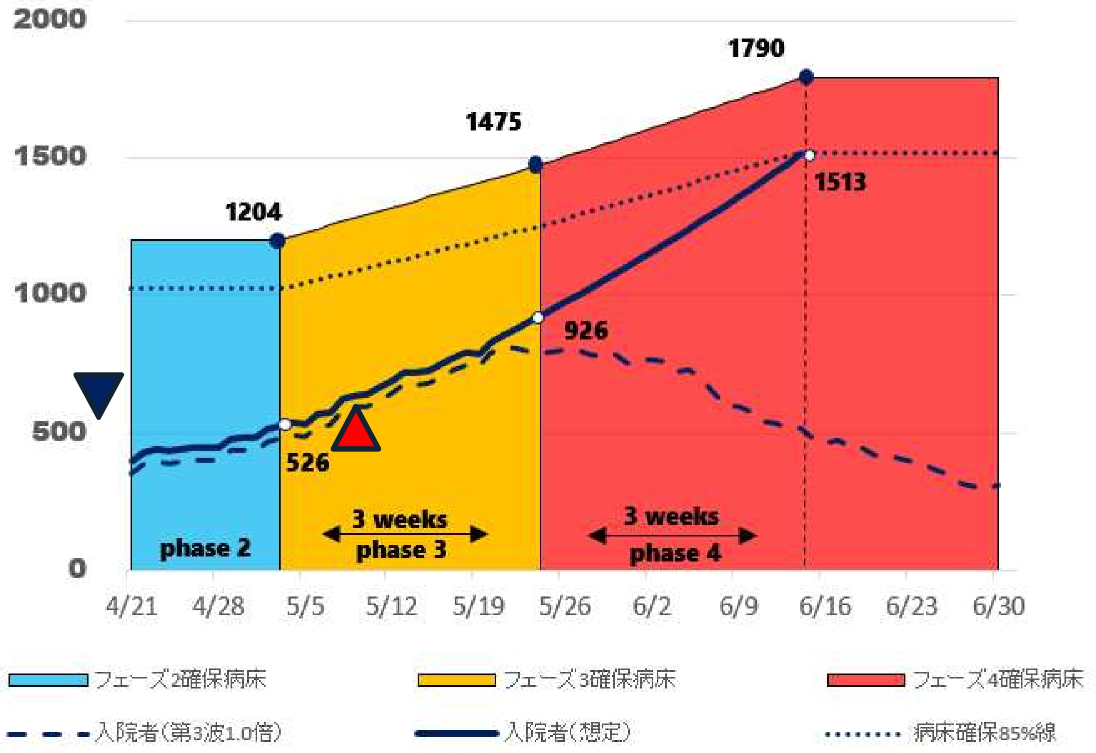

まん延防止等重点措置に係る
これまでの取組と今後の本県の対応

令和３年４月２４日

１　これまでの取組

これまでの取組み（1）

飲食店等感染予防対策推進事業

○　県が委託した民間事業者が、飲食店を個別訪問
○　各店舗の感染防止対策の取組状況をチェックシートに基づき確認

特に確認する4つの感染防止対策

マスク飲食の推奨	アクリル板の設置や座席間隔の確保	消毒液の設置	換気の徹底

【委託事業者に対する事前研修】

【委託事業者による飲食店訪問】

これまでの取組み（2）

飲食店等に対する時短要請活動

○　20時以降、飲食店等の営業を、県職員が直接確認

○　時短要請に応じていない店舗に対して、要請文を手交

実施結果　＜時短要請に応じている割合　９４％＞

重点区域	見回り総数	要請数	割合	居酒屋	接待飲食店	その他
横　浜　市	1,118	73	7%	45	16	12
川　崎　市	679	50	7%	27	13	10
相　模　原　市	239	8	3%	8	0	0
計	2,036	131	6%	80	29	22

これまでの取組み（3）

マスク飲食等の普及啓発活動

○　飲食店を知事が訪問し、「マスク飲食実施店」認証制度の協力呼びかけ
○　不要不急の外出自粛を呼びかける啓発活動

【飲食店への協力を呼びかけ】

【ポケットテッシュ配布による外出自粛の呼びかけ】

２　措置区域の拡大

県内地域別新規発生者数(保健所別)

保健所別新規感染者数（4月8日～14日）

保健所	新規感染者数（週合計）	人口10万人当たり新規感染者数（週合計）
横浜	422	11.23
川崎	276	17.93
相模原	81	11.20
横須賀	22	5.64
藤沢	37	8.47
茅ヶ崎管内	24	8.25
県域	206	9.91
（平塚管内）	31	5.32
（鎌倉管内）	32	10.55
（小田原管内）	52	15.47
（厚木管内）	91	10.63
県合計	1,068	11.59

保健所別新規感染者数（4月16日～22日）

保健所	新規感染者数（週合計）	人口10万人当たり新規感染者数（週合計）	新規感染者数の今週合計/前週合計
横浜	623	16.57	1.44
川崎	411	26.69	1.39
相模原	95	13.13	1.23
横須賀	33	8.43	1.57
藤沢	45	10.31	1.07
茅ヶ崎管内	34	11.69	1.48
県域	304	14.63	1.24
（平塚管内）	50	8.58	1.56
（鎌倉管内）	57	18.81	1.19
（小田原管内）	33	9.81	0.52
（厚木管内）	164	19.16	1.61
県合計	1,545	16.76	1.36

（注）新規感染者数は各保健所の発表数値

県域市町村の新規感染者の発生状況

市町村	保健所	4/9-4/15 新規報告数	4/9-4/15 人口10万人当たり	4/16-4/22 新規報告数	4/16-4/22 人口10万人当たり
平塚市	平塚	9	3.49	11	4.27
二宮町		2	7.25	4	14.51
大磯町		1	3.21	8	25.68
秦野市	秦野	16	9.73	11	6.69
伊勢原市		5	4.90	23	22.52
鎌倉市	鎌倉	29	16.79	25	14.48
逗子市		2	3.51	7	12.29
葉山町		1	3.17	4	12.69
三浦市	三崎	5	11.94	6	14.32
小田原市	小田原	48	25.38	19	10.04
箱根町		0	0	0	0
湯河原町		0	0	0	0
真鶴町		0	0	0	0
南足柄市	足柄上	6	14.52	1	2.42
山北町		0	0	0	0
中井町		0	0	0	0
大井町		1	5.86	1	5.86
松田町		1	9.36	5	46.79
開成町		4	22.00	4	22.00
厚木市	厚木	35	15.62	46	20.52
海老名市		8	5.91	26	19.20
座間市		3	2.29	13	9.94
愛川町		2	5.09	4	10.18
清川村		0	0	0	0
大和市	大和	21	8.78	42	17.57
綾瀬市		27	32.02	14	16.60

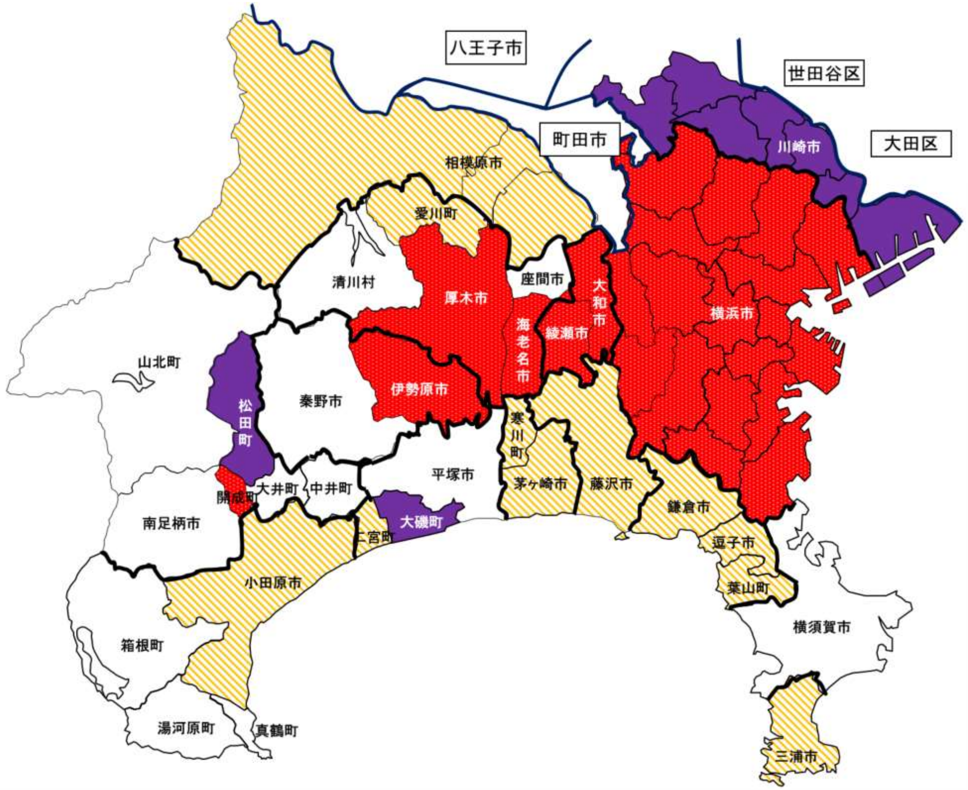

人口10万人あたりの新規感染者数(人)

25人以上（ステージⅣ）	紫	
15人~25人（ステージⅢ）	赤	
10人~15人（ステージⅡ）	黄	

神奈川県感染防止対策取組書登録店（飲食店）

業態	飲食店等
市町村	56617
横浜市	21796
川崎市	8672
相模原市	3632
藤沢市	3191
横須賀市	3053
鎌倉市	2082
平塚市	1963
大和市	1798
小田原市	1617
厚木市	1489

業態	飲食店等
茅ヶ崎市	1414
秦野市	796
海老名市	737
座間市	573
伊勢原市	552
三浦市	419
箱根町	415
湯河原町	344
逗子市	302
寒川町	268
綾瀬市	264
葉山町	239

業態	飲食店等
愛川町	180
南足柄市	141
二宮町	139
大磯町	107
大井町	102
松田町	91
開成町	90
真鶴町	56
清川村	35
山北町	34
中井町	26

令和元年度における1日平均の線区別・駅別乗車人数

（JR東日本　東海道本線）

駅　名	乗 客 数	所在市町村名
横浜駅	419,440	横浜市
川崎駅	215,234	川崎市
武蔵小杉駅	129,194	川崎市
戸塚駅	112,598	横浜市
藤沢駅	108,873	藤沢市
大船駅	98,926	鎌倉市
鶴見駅	80,794	横浜市
平塚駅	60,941	平塚市
辻堂駅	59,409	藤沢市
東戸塚駅	58,888	横浜市

※　横須賀線、南武線および京浜東北線の駅を含む。

（小田急電鉄）

駅　名	乗 客 数	所在市町村名
町田駅	14,4710	町田市 （相模原市）
登戸駅	83,898	川崎市
藤沢駅	81,966	藤沢市
海老名駅	76,216	海老名市
本厚木駅	75,520	厚木市
新百合丘駅	64,473	川崎市
相模大野駅	63,655	相模原市
大和駅	59,360	大和市
中央林間駅	49,117	大和市
湘南台駅	46,190	藤沢市

※　小田原線、江ノ島線および多摩線の駅を含む。

（京浜急行電鉄本線）

駅　名	乗 客 数	所在市町村名
横浜駅	161,826	横浜市
上大岡駅	71,842	横浜市
京急川崎駅	66,050	川崎市
金沢文庫駅	34,940	横浜市
横須賀中央駅	34,047	横須賀市
金沢八景駅	29,887	横浜市
追浜駅	21,044	横須賀市
杉田駅	16,899	横浜市
京急鶴見駅	16,540	横浜市
生麦駅	15,084	横浜市

（令和2年度版 神奈川県交通関係資料集）

まん延防止等重点措置区域の拡大について（1）

感染拡大の兆候を捉え、感染者の急増と再度の緊急事態宣言を回避するため、 まん延防止等重点措置の区域を検討する。

（3政令市を措置区域とした際の考え方）

○ 横浜市、川崎市、相模原市は、人口比と比べても感染者の割合が高く、緊急事態宣言解除後の3市の感染者数は、県全体の7～8割を占めている。

○ また、すでに重点区域に指定されている東京都と隣接し、主要駅の乗降客数や、急所といわれる飲食店の数も他地域を圧倒しており、感染拡大の可能性も高いと考えられる。

○ こうしたことから、横浜市、川崎市、相模原市を措置区域とした。

（措置区域の追加について）

○ 鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市は、新規感染者の数が多い。また、人口10万人あたりの感染者の割合が 高く、既に措置区域に指定されている相模原市を上回る。

○ これらの市は、飲食店数や駅別乗車人数から、感染拡大の可能性が危惧される。

○ また、座間市については、周辺市で感染者が増加していることや、住民の生活圏を考慮する必要がある。

○ 感染者の状況、人流、飲食店の集積、生活圏、措置区域との連たん性などから総合的に判断し、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を措置区域とする方向で検討する。

まん延防止等重点措置区域の拡大について（2）

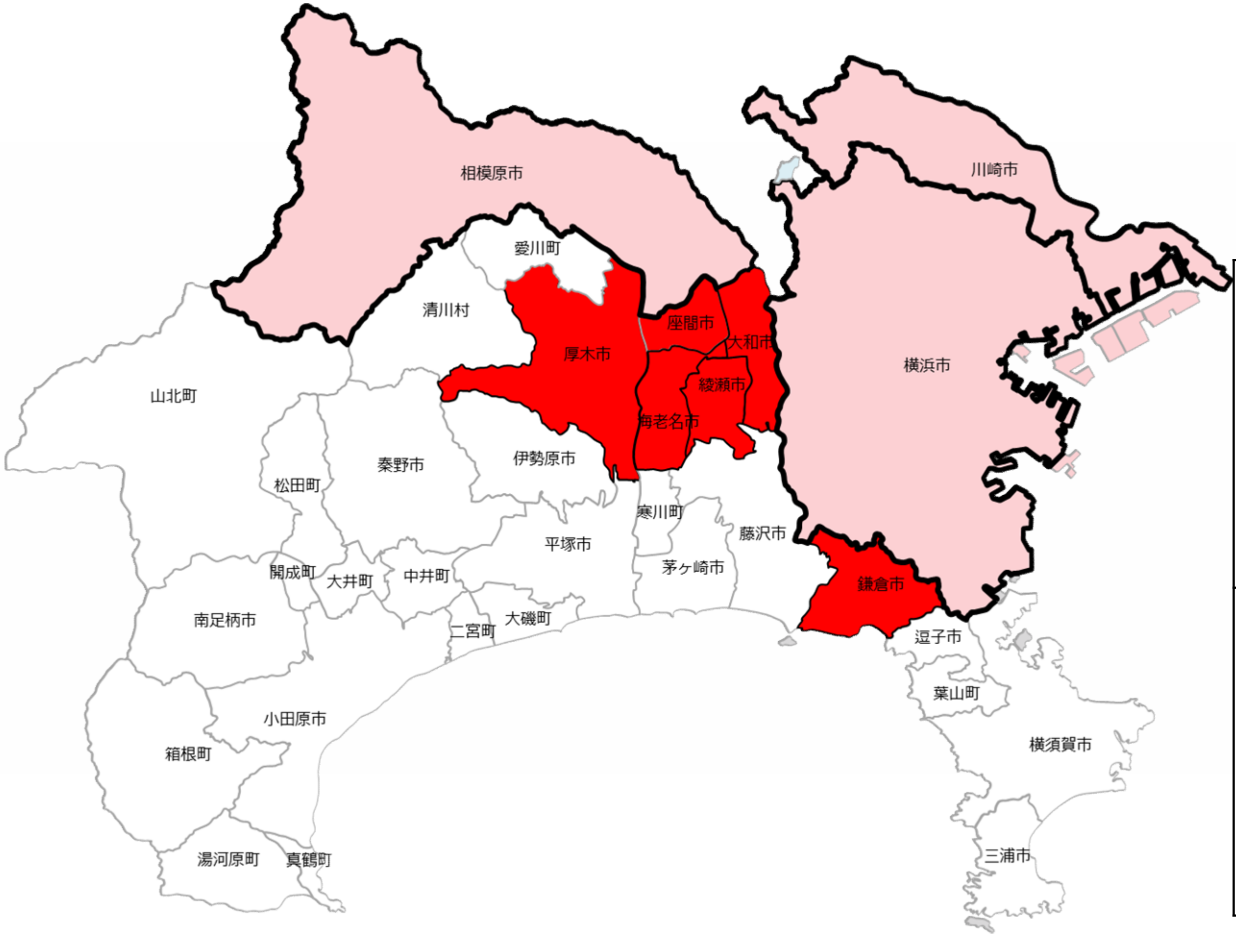

4月20日から措置区域となった 3政令市（横浜市、川崎市、相模原市）	ピンク	
追加指定を検討する6市 （鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市）	赤	

３　GWに向けた本県の対応

GWに向けた本県の対応について（1）

（事業者に対する要請）

○飲食店等への追加要請

・措置区域の飲食店等に対し、営業時間の20時までの時短要請に加え、
4月28日からは、酒類の終日提供の停止を追加で要請（法第31条の6第1項）

・その他区域の飲食店等に対し、営業時間の21時までの時短要請に加え、
4月28日からは、酒類の提供本数や提供時間制限等を要請（法第24条第9項）

・飲食店に対するカラオケ設備提供の終日自粛の要請（措置区域内、その他区域内）

○運動施設、劇場等のその他施設及びイベント主催者等への追加要請（法第24条第9項）

措置区域のその他施設及びイベント主催者等に対し、営業時間の20時までの時短の協力要請に加え、4月28日からは、措置区域内では酒類を終日提供しないよう協力を要請、その他区域では、酒類提供本数の制限や、提供時間制限などを要請

○大規模集客施設への入場制限の協力依頼

県内全域の1,000㎡を超える劇場・映画・デパート等の大規模集客施設への入場整理徹底の働きかけ

○鉄道事業者に対して、宣言地域との往来の路線の週末・休日の減便等を要請

GWに向けた本県の対応について（2）

（県民への要請）

○　基本的な感染防止対策や外出自粛等の要請

- 路上飲みやホームパーティー等の自粛の呼びかけ強化
- 遊びを目的とする県外移動の自粛(県外の方への遊びを目的とする来県自粛）
- MASKの基本的な感染防止対策等の徹底、マスク飲食の実践
- 時短要請の対象時間以降、飲食店に行かないこと、感染対策が取られていない店にかないこと

（県機関の取組）

○　県民利用施設の休館、利用制限など

○　観光地等への感染防止対策を呼びかける看板の設置

○　市町村の意向を踏まえた駐車場、河川敷等の閉鎖など

○　道路情報盤による外出自粛の呼びかけ

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第９弾追加分）について（案）

○「まん延防止等重点措置」の適用区域の追加（鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加）

	当初	追加後
適用区域	横浜市、川崎市、相模原市	横浜市、川崎市、相模原市、**鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市**
要請対象施設	食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等	
要請内容 **（協力金の支給要件）**	・４月20日～５月11日の22日間 ・営業時間は５時から20時まで ・酒類の提供は11時から19時まで ・「感染防止対策取組書の掲示」 ・「マスク飲食の推奨」	・４月28日～５月11日の14日間 ・営業時間は５時から20時まで **・酒類の提供を終日停止** ・「感染防止対策取組書の掲示」 ・「マスク飲食の推奨」
想定対象店舗数	約24,000店舗	**約28,700店舗（＋4,700店舗）**
所要額	協力金約317億円	所要額：**協力金約329億円(＋12億円)**
協力金の算定方法	**<中小企業>**売上高方式 前(々)年度の売上高×0.4(下限4万円/日、上限10万円/日) **<大企業>**売上高減少額方式（中小企業も選択可） 売上高減少額×0.4（下限なし、上限20万円/日）	

※今回追加する6市（鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）に所在する飲食店等については、4/20～4/27の間は、「5時から21時までの時短(酒類の提供は11時から20時まで) 」を行っていただき、4/28～5/11の間は、「5時から20時までの時短」及び「酒類の提供を終日停止」を行っていただく必要があります。

まん延防止等重点措置の強化策について

○　緊急事態宣言区域で厳しい措置がとられることを踏まえ、隣接地域への感染の滲みだしを防ぐため、下記の取組を基本的対処方針に明示し、まん延防止等重点措置地域の各県の判断で対策強化を可能とする。

１．飲食対策の徹底

- 飲食店に対して、酒類及びカラオケ設備提供の終日自粛の要請
  ※同措置について命令・罰則ありの要請を可能にするため、告示を改正
- 措置区域内の全ての飲食店に対する見回り・働きかけを引き続き実施。特に、宣言区域からの利用者の流入が懸念される区域について、重点的に実施。
- 住民に対して、時短要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染の防止に必要な協力を要請
- 路上等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

２．人流の抑制

- 飲食店等以外の大規模な集客施設（劇場・映画館、デパート等の政令第 11 条に規定する施設）に対して、
  ①夜間の人流抑制につながるよう営業時間短縮
  ②施設内外に混雑が生じることがないよう「入場整理」の徹底
  についての働きかけを徹底

３．宣言区域との往来自粛の徹底

- 緊急事態宣言区域との往来については、自粛を徹底。同区域への通勤についても、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、宣言期間中の出勤の大幅な減少を目指す。
- 鉄道事業者等に対して、上記取組への協力として、宣言区域と往来する路線について、週末及び休日における減便を依頼

神奈川県

令和3年4月 22 日
記者発表資料

ゴールデンウィークの医療提供体制の確保について

～ゴールデンウィークに、発熱患者の診療や新型コロナウイルス感染者の入院受入れ等の医療提供体制を確保していただいた医療機関・薬局に対し協力金を支給します～

新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念される中、ゴールデンウィークの医療提供体制の確保が重要となります。県では、令和3年5月3日（月）から令和3年5月5日（水）の期間（3日間）に、医療提供体制等を確保していただいた次の医療機関･薬局を対象に、協力金を支給します。

(1)発熱診療等医療機関

神奈川県の指定を受けた「発熱診療等医療機関」で、対象期間に1日あたり合計4時間以上、発熱患者の診療を実施する体制を整備した場合、1日あたり 10 万円を日数に応じて支給。

(2)新型コロナウイルス感染者の入院受入医療機関（神奈川モデル認定医療機関）

神奈川県の認定を受けた「神奈川モデル認定医療機関」で、対象期間に新たに新型コロナウイルス陽性者の入院を受け入れた場合、1人あたり 20 万円を支給。（入院1回あたり）

(3)後方支援医療機関（神奈川モデル認定医療機関）

神奈川県の認定を受けた「神奈川モデル認定医療機関」で、対象期間に新たに他院から新型コロナウイルス感染症回復後の患者の入院を受け入れた場合、1人あたり 10 万円を支給。（入院1回あたり）

(4)薬局

県内の保険薬局で、対象期間に1日あたり合計4時間以上開局した場合、8時間未満の場合は1日あたり1万5千円を、8時間以上の場合は1日あたり3万円を支給。

参考資料：医療機関へのご案内
保険薬局へのご案内

問合せ先

＜医療機関について＞
神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
医療危機対策管理担当課長　埋橋　電話 045-210-4790
調整グループ　中原　電話 045-285-0075
＜薬局について＞
神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課
課長　小笠原　電話 045-210-4960

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和３年４月 16 日制定

令和３年４月 24 日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和３年４月 16 日、特措法（以下、「法」という。）第 31 条の４第３項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

１　措置を実施する期間

令和３年４月 20 日～５月 11 日（22 日間）

２　措置区域

横浜市、川崎市、相模原市

４月 28 日から、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市を追加

３　措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（１）県民の外出自粛等

○　県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第 24 条第９項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

○　県民に対し、措置区域においては法第 31 条の６第２項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。

○　路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。

○　昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「５つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

（２）事業者への要請等

ア　飲食店等への要請

○　食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店　等（宅配・テークアウトサービスは除く。）（「別表１」に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 横浜市・川崎市・相模原市 ４月 28 日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加	その他区域
営業時間の短縮（法第 31 条の６第１項） ・営業時間は５時から 20 時まで （酒類の提供は 11 時から 19 時まで 但し、４月 28 日からは終日停止）	営業時間の短縮（法第 24 条第９項） ・営業時間は５時から 21 時まで （酒類の提供は 11 時から 20 時まで 但し、４月 28 日からは、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）
まん延防止等の措置（法第 31 条の６第１項） ・　従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・　入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・　発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・　手指の消毒設備の設置 ・　事業所の消毒 ・　入場者へのマスク飲食の周知 ・　正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・　施設の換気 ・　アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保、飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	まん延防止等の措置（法第 24 条第９項） 同左
必要に応じて以下の措置を講じる。 ・　要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の６第３項） ・　要請・命令時の公表（法第 31 条の６第５項） ・　命令のための立入検査等（法第 72 条） ・　命令違反等に対する過料（法第 80 条）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第９項）	

イ　その他の施設への対応

○　施設に人が集まり、飲食につながる可能性のある一定の施設「別表２」については、時短営業等について働きかけを行う。

<table>
<tr><th>横浜市・川崎市・相模原市
４月 28 日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加</th><th>その他区域</th></tr>
<tr><td>営業時間の短縮
・営業時間は５時から 20 時まで
（酒類の提供は 11 時から 19 時まで
但し、４月 28 日からは終日停止の協力要請）</td><td>営業時間の短縮
・営業時間は５時から 21 時まで
（酒類の提供は 11 時から 20 時まで
但し、４月 28 日からは、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）</td></tr>
<tr><td colspan="2">

施設	働きかけの内容
運動施設、遊技場	・人数上限5,000人、かつ、収容率要件※以下とすること。 ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 ・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
劇場、観覧場、映画館又は演芸場※１	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途通知する施設を除く。）	・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
物品販売業を営む店舗（1000平米超）（生活必需物資を除く。）※１	・時短営業の働きかけ ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ
サービス業を営む店舗（1000平米超）（生活必需サービスを除く。）※１	

※１　大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
</td></tr>
<tr><td colspan="2">全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第９項）</td></tr>
</table>

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○　上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ　イベントの開催制限

○　イベント主催者等に対し、法第 24 条第９項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。

　あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

<table>
<tr><th>横浜市・川崎市・相模原市
４月 28 日から、鎌倉市・厚木市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市を追加</th><th>その他区域</th></tr>
<tr><td colspan="2">
<table>
<tr><th colspan="2">収容率</th><th>人数上限</th></tr>
<tr><td>歓声・声援等が想定されないもの
・クラシックコンサート
・演劇、寄席、古典芸能等（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等）
・展示会　等</td><td>歓声・声援等が想定されるもの
・ロック、ポップコンサート
・スポーツイベント等</td><td rowspan="2">5,000 人</td></tr>
<tr><td>100%以内
（席がない場合は適切な間隔）</td><td>50%以内
（席がない場合は十分な間隔）</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>営業時間短縮の働きかけ
・営業時間は５時から 20 時まで
（酒類の提供は 11 時から 19 時まで
但し、４月 28 日からは終日停止の協力要請）</td><td>営業時間短縮の働きかけ
・営業時間は５時から 21 時まで
（酒類の提供は 11 時から 20 時まで
但し、４月 28 日からは、提供本数制限や提供時間の制限など実情に応じた対応）</td></tr>
<tr><td colspan="2">・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）
・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ</td></tr>
</table>

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ　テレワークの徹底等

○　事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。

○　時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「５つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。

○　基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ　鉄道事業者への要請

○　緊急事態宣言区域への往来自粛を促すため、鉄道事業者に対して、宣言区域とつながる路線について、週末及び休日における減便等を要請する。

カ　大学や学校への要請

○　法第 24 条第９項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

４　措置の実効性を確保するための対応

○　県は、３（２）アの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。なお、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨等を支給の条件とする。

また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。

○　チラシ、ポスター、ホームページ、ＳＮＳなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

５　飲食店等の感染防止対策の強化

○　基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。

○　マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

６　医療提供体制の確保等の取組

（１）病床確保

○　医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。

○　後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

（２）自宅療養支援体制

○　リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。

○　血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

（３）宿泊療養施設の確保

○　第３波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

（４）医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

○　施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。

○　Ｃ－ＣＡＴの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

（５）検査体制の充実

○　変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。

○　日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。

○　感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。

○　国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

７　県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

８　その他

○　まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。

○　県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

別表１　法第 31 条の６第１項に基づき、営業時間の短縮を要請する施設

施設の 種　類	施　　　設
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店　等 （宅配・テークアウトサービスは除く。）
遊興施設等	バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

別表２　法によらない、営業時間の短縮の働きかけを行う施設
（外出を誘発し、飲食につながる可能性がある施設）

施設の 種　類	施　　　設
遊興施設	（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び別途国が通知する施設を除く。）
運動、 遊技施設	運動施設又は遊技場
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・ 展示施設	集会場又は公会堂、展示場、 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、博物館、美術館又は図書館
商業施設	物品販売業を営む店舗（1,000平米超） サービス業を営む店舗（1,000平米超）

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和２年３月30日策定
令和２年５月25日改定
令和２年６月18日改定
令和２年７月９日改定
令和２年７月17日改定
令和２年７月29日改定
令和２年８月７日改定
令和２年８月19日改定
令和２年９月15日改定
令和２年11月20日改定
令和３年１月４日改定
令和３年３月５日改定
令和３年３月18日改定
令和３年３月24日改定
令和３年４月15日改定
令和３年４月16日改定
令和３年４月22日改定
令和３年４月24日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

１　情報提供・相談対応

○　ホームページ、ＳＮＳなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、３つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
○　ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
○　最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやＳＮＳを通じて、迅速に情報提供を行う。
○　ＬＩＮＥ公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
○　新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、

経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

２　まん延防止対策

（１）新しい生活様式の定着促進

○　県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

（２）事業者における感染防止対策の促進

○　在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。

○　事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。

○　事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。

○　事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「ＬＩＮＥコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

（３）イベントの開催制限（別紙）

○　別紙「３　イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○　イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「ＬＩＮＥコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。

なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

（４）感染拡大に向けた対応

ア　モニタリングの実施

○　県は感染拡大に備え、早期探知のためのモニタリングを実施するとともに、（別紙）「１　ステージ判断のための指標」に基づき、感染状況のステージを総合的に判断し、各種の対策を機動的に講じる。

イ　感染防止等の措置

○　本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ　まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

○　まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん

延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ　緊急事態宣言が出された際の対応

○　本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

（５）県機関における取組

○　「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

３　サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

○　市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。

○　検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
- ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
- ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
- ・スマートアンプ法の導入によるＰＣＲ検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用

○　感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
- ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
- ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保

○　小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。

○　医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（Ｃ－ＣＡＴ）を派遣するなど、適切な支援を行う。

○　医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

○　医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況

を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、３週間以内に必要な即応病床数を確保する。

４　経済・雇用対策等

○　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。

○　店舗における感染防止対策への支援や、売り上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。

○　新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。

○　新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。

○　これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

５　物資・資機材の確保

○　医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

６　本部体制の充実

○　特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

７　その他

○　本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

（別紙）

１　ステージ判断のための指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療提供体制等の負荷			感染の状況		
	①医療のひっ迫具合		②療養者数 注２	③ＰＣＲ陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	病床全体	重症者用病床				
ステージⅢの指標 注１	最大確保病床の使用率20％以上	最大確保病床の使用率20％以上	20 人／10 万人以上	５％以上	15 人／10 万人／週以上	50％以上
ステージⅣの指標	最大確保病床の使用率50％以上	最大確保病床の使用率50％以上	30 人／10 万人以上	10％以上	25 人／10 万人／週以上	50％以上

注１　ステージは、国が令和２年８月７日付け事務連絡で示したものを表す。

注２　療養者数とは入院者数及び自宅・宿泊療養者数等を合わせた数をいう。

２　病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ０	病床確保フェーズ１	病床確保フェーズ２	病床確保フェーズ３	病床確保フェーズ４
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院（軽症者は自宅・宿泊療養）			
即応病床数	120 床	927 床	1,204 床	1,475 床	1,790 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ（国定義）	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ（病床利用率20％超）	ステージⅣ（病床利用率 50％超）	

３　イベントの開催制限について

<table>
<tr><th>時期</th><th></th><th colspan="2">収容率</th><th>人数上限</th></tr>
<tr><td rowspan="2">令和２年
５月25日
～</td><td>屋内</td><td colspan="2">50%以内</td><td>100人</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td colspan="2">十分な間隔</td><td>200人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">６月19日
～</td><td>屋内</td><td colspan="2">50%以内</td><td>1,000人</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td colspan="2">十分な間隔</td><td>1,000人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">７月10日
～</td><td>屋内</td><td colspan="2">50%以内</td><td>5,000人</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td colspan="2">十分な間隔（できれば２ｍ）</td><td>5,000人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">９月19日
～</td><td rowspan="2">イベントの類型</td><td>歓声・声援等が想定されないもの
・クラシックコンサート
・演劇、寄席、古典芸能等（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等）
・展示会　等</td><td>歓声・声援等が想定されるもの
・ロック、ポップコンサート
・スポーツイベント等</td><td rowspan="2">○収容人数10,000人超
⇒収容人数の50%

○収容人数10,000人以下
⇒5,000人

（注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）</td></tr>
<tr><td>100%以内
（席がない場合は適切な間隔）</td><td>50%以内
（席がない場合は十分な間隔）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">令和３年
１月８日
～</td><td>屋内</td><td colspan="2">50%以内</td><td>5,000人</td></tr>
<tr><td>屋外</td><td colspan="2">十分な間隔（できれば２ｍ）</td><td>5,000人</td></tr>
<tr><td>３月22日
～</td><td>イベントの類型</td><td colspan="2">「９月19日～」と同じ</td><td>5,000人、又は
収容人数50%以内
（≦10,000人）
のいずれか大きい方</td></tr>
<tr><td>４月20日
～</td><td>イベントの類型</td><td colspan="2">「９月19日～」と同じ</td><td>5,000人</td></tr>
</table>

※　具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「ＬＩＮＥコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

知事メッセージ
～ＧＷは、今年もがまんのウィーク～

本県に「まん延防止等重点措置」が適用されてから５日が経過しました。外出自粛や営業時間の短縮など、県からの様々なお願いに、多くの県民・事業者の皆さんに協力いただいており、深く感謝いたします。

一方で、去る 22 日には、本県の新規感染者が、ステージⅣの水準に迫る 318 人となるなど、感染急増の傾向が明らかになっています。緊急事態宣言が発出された東京都では、明日から、大規模な集客施設に対する休業要請など、厳しい措置が予定されており、その影響で、本県への人の流れが急増する恐れがあります。

人の移動が活発になるＧＷ（ゴールデンウィーク）を控え、「まん延防止等重点措置」の取組をさらに強化して、感染拡大をなんとしても、食い止めなければなりません。

そこで、改めて、県民や事業者の皆さんに、次の事項を要請します。

（事業者の皆さんへ）

○　これまで横浜市、川崎市、相模原市の３市としていた「まん延防止等重点措置」を行う区域（措置区域）に、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の６市を新たに加えます。これら措置区域内の飲食店等では、４月 28 日から５月 11 日までの間、20 時までの時短営業に加え、酒類の提供を終日停止してください。また、カラオケ設備の提供を停止してください。

　その他区域における飲食店等では、酒類の提供本数の制限や、時間制を設けるなど、店舗の実情にあった対応をお願いします。

○　劇場、映画館、デパートなどの大規模な集客施設では、飲食店同様の営業時間の短縮に加え、店舗やアトラクションごとの入場制限や施設周辺に混雑が生じないよう入場整理の徹底をお願いします。

○　引き続き、マスク飲食やアクリル板の設置など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。県は、個別の店舗を訪問し、マスク飲食の実践や、マスク飲食実施店認証制度の周知・啓発を図っています。

○　ＧＷ中は、在宅勤務を徹底するとともに、従業員に対して会食の自粛や不要不急の外出自粛などを働きかけてください。

（県民の皆さんへ）

○　いつもなら楽しいＧＷですが、生活に必要な場合を除いて、外出自粛を徹底してください。県では、県管理施設の休館や利用の制限等を行っていますが、地元市町村の意向を踏まえ、公園の駐車場の閉鎖を行うことや海岸の利用を自粛していただくことを検討します。

○　県境を越える移動は、通勤や通学など、生活に必要な場合を除いて、自粛してください。高齢者と接する機会が多いふるさとへの帰省は、ご家族で慎重に検討してください。

○　感染防止対策取組書等の掲示がない店は利用しないでください。特に、時短要請をしている時間以降に、飲食店を利用することは避けてください。

○　改めて、M（適切なマスク着用）・A（アルコール消毒）・S（アクリル板等でしゃへい）・K（距離と換気）の基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。また、外食する際は、昼夜を問わず、マスク飲食を実践してください。

○　路上などでの飲酒、いわゆる路上飲みや、家族以外の方を含むホームパーティーなどは、控えてください。県は、関係機関と連携して繁華街等の巡回を行います。

こうした厳しい要請を行うのも、GW中の人の移動や接触の機会を減らすことで感染拡大を防ぎ、ひいては皆さんのいのちを守るためです。

一人ひとりの感染防止が、ご自身の、また、大切な家族や仲間のいのちを守る鍵となります。

新規感染者が増加している影響で、県内の病床も徐々にひっ迫し始めています。そこで、県は医療機関に対して、患者を直ちに受け入れられる病床数を拡大するよう要請します。

また、医療機関に協力金を支給し、発熱診療等医療機関の開業日を増やすなど、GW期間中の医療提供体制をしっかりと確保してまいります。

例年であれば、県や市町村をはじめ多くの事業者が、県内外の皆さんを、温かくもてなし、楽しんでいただくところですが、コロナ禍において残念ながら、今年は、神奈川を楽しむことはできません。

今年も、GWは我慢のウィークです。

県外にお住いの皆さん、今は神奈川に遊びに来ないでください。

県民の皆さん、今は神奈川の外に遊びに行かないでください。

そして、ご家族とともに静かなGWを過ごしてください。

県民総ぐるみで、この難局を乗り切れるよう、引き続きご協力をお願いします。

令和３年４月24日

神奈川県知事　黒岩　祐治